

生活安全の確保

第2章 CHAPTER 2



第1節

女性・子供を犯罪から
守るための取組

第2節

国民の生活を犯罪から
守るための取組

第3節

地域住民の安全・
安心確保のための取組

第4節

将来にわたる犯罪抑止のための
基盤の構築に向けた取組

第1節

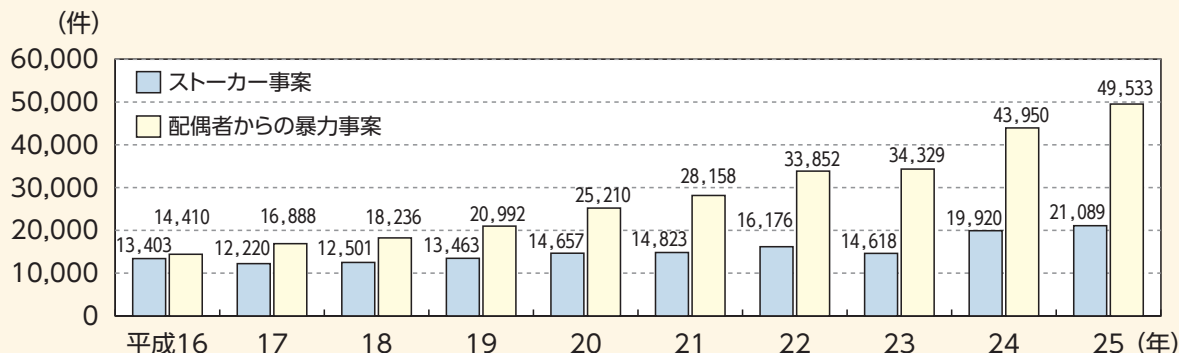
女性・子供を犯罪から守るための取組

1 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応

(1) 現状

恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブルや事件であって、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に危害が及ぶおそれのある事案（以下「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案」という。）のうち、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の認知件数の推移は図表2-1のとおりであり、平成25年中の認知件数は、いずれも、ストーカー規制法^(注1)及び配偶者暴力防止法^(注2)の施行以降、最多となった。

図表2-1 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の認知件数の推移（平成16～25年）



注：ストーカー事案には、執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。配偶者からの暴力事案は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

(2) 対策

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいものである。

このため、警察では、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法や配偶者暴力防止法その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システム^(注3)への登録、ビデオカメラの設置等による被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。さらに、平成25年から順次、被害者等からの相談に適切に対応できるよう「被害者の意思決定支援手続」及び「危険性判断チェック票」を導入している。

注1：ストーカー行為等の規制等に関する法律

注2：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

注3：あらかじめ電話番号を登録した被害者等から通報があった場合、被害者等からの通報であることが自動表示されるもの

図表2-2 ストーカー事案への対応状況の推移（平成21～25年）

区 分	年 次	21	22	23	24	25	前年増減数(注)
検挙件数(件)	刑法等検挙	—	—	—	1,773	1,889	116(6.5%)
	殺人(未遂を含む。)	11	7	7	3	15	12(400.0%)
	暴行	70	73	62	141	153	12(8.5%)
	傷害	93	160	120	243	227	△16(△6.6%)
	脅迫	87	106	90	277	286	9(3.2%)
	住居侵入	124	147	125	270	263	△7(△2.6%)
	その他	374	384	382	570	630	60(10.5%)
	ストーカー規制法違反検挙	263	229	205	351	402	51(14.5%)
	ストーカー行為罪	261	220	197	340	392	52(15.3%)
	禁止命令等違反	2	9	8	11	10	△1(△9.1%)
ストーカー規制法に基づく対応	警告	1,376	1,344	1,288	2,284	2,452	168(7.4%)
	禁止命令等	33	41	55	69	103	34(49.3%)
	仮の命令	0	0	0	0	0	0(—)
	警察本部長等への援助の申出の受理件数	2,303	2,470	2,771	4,485	6,770	2,285(50.9%)
	行為者への指導警告	4,331	5,887	5,409	7,410	9,199	1,789(24.1%)
その他	被害者への防犯指導	11,074	12,951	12,429	16,453	19,005	2,552(15.5%)

注：24年の数値と比較した25年の増減数（括弧内は増減率）

図表2-3 配偶者からの暴力事案への対応状況の推移（平成21～25年）

区 分	年 次	21	22	23	24	25	前年増減数(注1)
検挙件数(件)	刑法等検挙	—	—	—	4,207	4,405	198(4.7%)
	殺人(未遂を含む。)	44	49	46	55	61	6(10.9%)
	暴行	552	848	975	1,609	1,771	162(10.1%)
	傷害	853	1,170	1,142	1,942	1,999	57(2.9%)
	脅迫	21	35	27	121	97	△24(△19.8%)
	住居侵入	22	38	32	49	44	△5(△10.2%)
	その他	166	206	202	327	328	1(0.3%)
	保護命令違反検挙	92	86	72	121	110	△11(△9.1%)
	裁判所からの書面提出要求(注2)	2,722	2,774	2,460	2,985	2,788	△197(△6.6%)
	裁判所からの保護命令通知(注3)	2,429	2,428	2,144	2,572	2,379	△193(△7.5%)
配偶者暴力防止法に基づく対応	警察本部長等への援助の申出の受理件数(注4)	8,730	9,748	10,290	13,059	16,875	3,816(29.2%)
	加害者への指導警告	5,753	8,481	9,331	14,963	17,129	2,166(14.5%)
	防犯指導・防犯機器貸出し	20,255	25,726	28,267	37,088	40,192	3,104(8.4%)

注1：24年の数値と比較した25年の増減数（括弧内は増減率）

2：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面等の提出を求められた件数

3：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

4：21年の数値は、申出に対して執った措置件数

コラム ①東京都三鷹市における殺人事件を踏まえた取組について

(1) 事件の概要

平成25年10月、東京都三鷹市において、男（21）が女子高校生の自宅に侵入し、帰宅した同高校生を殺害する事件が発生した。

事件発生当日の午前中、警視庁三鷹警察署は、被害女性等から、男からのつきまとい等に関する相談を受理していた。

(2) 事件を踏まえた対策

警視庁では、相談を受理した段階では、男が被害女性の生命を脅かすほどの攻撃行動を起こす危険が切迫しているとの判断に至らず、被害の発生を防止するための組織的対応が十分になされなかったことを踏まえ、

○ 生活安全部、刑事部及び総務部が合同で事案への対処に当たる「ストーカー・DV総合対策本部」の設置

○ 相談者等の安全に一層配慮した相談の受理及び対処

○ 警察署における相談受理体制の強化

○ 他機関等との連携の強化

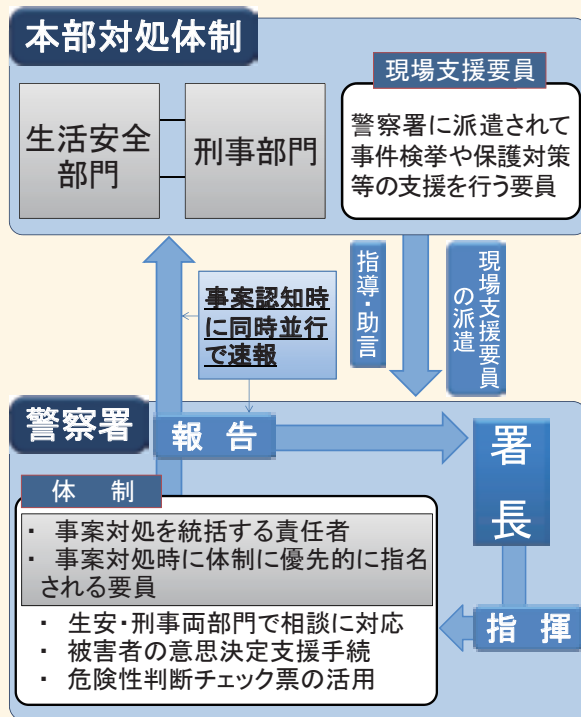
に取り組むこととした。

① 一元的に対処するための体制の確立

人身安全関連事案に的確に対処するため、25年12月から順次、警視庁及び道府県警察本部において、認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築した。また、警察署においても、人身安全関連事案への対処を統括する責任者及び事案対処時の要員をあらかじめ指定することにより生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築した。

これに加えて、事案認知時において危険性等を見極めるために、被害者等からの相談対応に当たっては、生活安全部門の担当者と刑事部門の捜査員が共同で聴取するなど、組織による的確な対応を徹底している。

図表 2-4 体制の確立



事例 Case

神奈川県警察は、25年7月に生活安全部及び刑事部で構成する「人身安全事態対処プロジェクト」（26年4月に、人身安全事態対処室に組織改正）を設置し、前兆の段階で関係部門が情報共有と連携を図りつつ、検挙を始めとした必要な措置について、警察署に対する迅速な支援を行っている。

25年7月、元交際相手の男（48）からストーカー行為を受けているとの相談を被害女性（40歳代）から受け、上記プロジェクト要員を被害女性の住居を管轄する警察署に派遣し、同年8月、男に対してストーカー規制法に基づく警告を行った。その際、男が警告に納得しない様子を見せていたことから、被害女性の勤務先を管轄する警察署とも協力して警戒を継続していた。その約10日後、被害女性の勤務先周辺で男を発見し、職務質問を実施したところ、男が刃体の長さ約30センチメートルの牛刀等を所持していたことから銃刀法（注）違反で逮捕した（神奈川）。

② 被害者の意思決定支援手続

被害者の意思決定支援手続は、事案の危険性やストーカー規制法等に基づき警察が執り得る措置等を被害者等に図示しながら分かりやすく説明し、被害者等が求める対応についての意思決定を支援するためのものである。警察では、この手続により被害者等の意思を明確にすることで、被害者等と共通認識を持って、より迅速・的確な事案対応を図っている。

③ 危険性判断チェック票

危険性判断チェック票は、外部の司法精神医学に関する有識者の科学的・専門的知見を得て作成されたものであり、被害者から、被害者本人や加害者の性格等に関する項目についてチェック票に従って聴取し、その回答結果から事案の危険性等の判定を行うものである。警察は、この判定結果を事案の危険性等を判断するための資料として活用するとともに、判定結果を被害者に教示することにより、事案の危険性等について被害者に認識されるよう努めている。

注：銃砲刀剣類所持等取締法

コラム ②ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律について

平成25年6月、第183回国会において、ストーカー規制法の一部を改正する法律が成立し、同年10月から施行された（電子メールの連続送信行為の規制についての改正は、同年7月から施行）。主な改正内容は次のとおりである。

（１）電子メールの連続送信行為の規制

改正前は、拒まれたにもかかわらず、電子メールを連続して送信する行為が、規制対象である「つきまとい等」に含まれていなかったことから、当該行為を「つきまとい等」に追加した。

（２）禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大

改正前は、禁止命令等、警告等を行うことができる都道府県公安委員会や警察本部長等が、被害者の住所地を管轄するものに限られていたことから、その居所の所在地、加害者の住所・居所の所在地又は行為地を管轄するものにも拡大した。

（３）被害者の関与の強化

警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、禁止命令等を行うことができるようにするとともに、禁止命令等や警告の実施について、速やかに、それらの申出をした者に通知しなければならないこととした。

（４）被害者に対する婦人相談所等による支援

国及び地方公共団体が被害者に対して講ずる支援の例として、婦人相談所等によるものを明記した。

（５）被害者に対する支援等のための体制整備に必要な財政上の措置等

国及び地方公共団体は、被害者に対する婦人相談所による支援等を図るため、必要な体制の整備等に必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととした。

事例 Case

25年7月、音楽活動をする被害男性（50歳代）は、一方的に好意を寄せてくる女（37）から、何度も拒否の返信をしているにもかかわらず1年間に約3万通の電子メールが送信されたことについて警察に相談した。女からの電子メールの連続送信行為については、ストーカー規制法の改正前は、ストーカー規制法の規制の対象となっていなかったことから、警察では、女に対して被害男性への電子メールの送信をやめるよう指導していた。しかし、女は当該行為をやめず、ストーカー規制法の一部を改正する法律の施行後も2週間の間に約400回にわたって電子メールを送信したことから、同年9月、女をストーカー規制法違反で逮捕した（群馬）。

コラム ③ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会

ストーカー規制法の一部を改正する法律附則第5条により、政府は、ストーカー行為等の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取等の措置を講ずることとされた。これを踏まえ、警察庁では、平成25年11月から、有識者や被害者関係者から成る「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」を開催している。同検討会においては、ストーカー行為等の規制等の在り方全般や被害者等の保護等の在り方について、幅広い検討が行われている。



有識者検討会における検討の状況

2 子供の安全を守るための取組

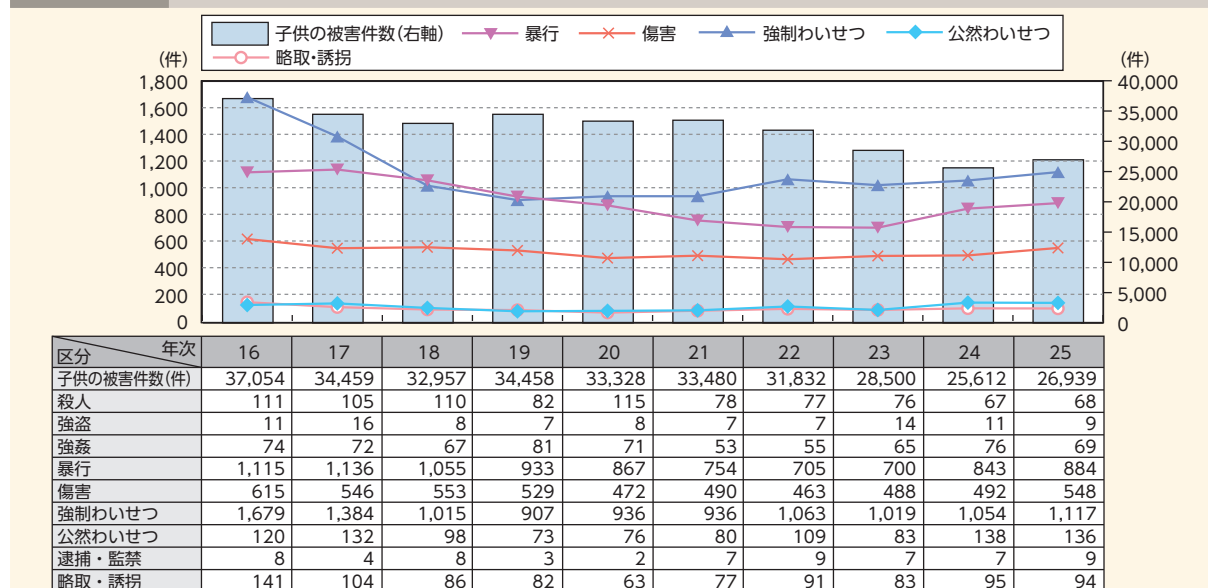
平成25年中の少年^(注)が被害者となった刑法犯の認知件数は20万921件であり、このうち凶悪犯は969件、粗暴犯は1万2,277件であった。

(1) 子供を犯罪から守るための取組

① 子供が被害者となる犯罪

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は図表2-5のとおりであり、16年以降減少傾向にあったが、25年中は2万6,939件と、前年より1,327件（5.2%）増加した。全被害件数に占める子供の被害件数の割合の高い罪種についてみると、25年中は略取・誘拐が51.1%（94件）、強制わいせつが14.6%（1,117件）、公然わいせつが11.0%（136件）であった。

図表2-5 子供（13歳未満の者）の被害件数及び罪種別被害件数の推移（平成16～25年）



② 子供の生活空間における安全対策

ア 学校や通学路の安全対策

警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーターとして委嘱し学校へ派遣するなど、学校と連携して学校や通学路における子供の安全確保を推進している。



防犯教室

イ 被害防止教育の推進

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇やロールプレイ方式等により子供が参加・体験できる防犯教室や、地域安全マップ作成会を関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

ウ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供できるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

注：20歳未満の者

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

③ 子供女性安全対策班による活動の推進

警察では、21年4月、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告等の措置を講ずることによって先制・予防的活動を行う子供女性安全対策班(JWAT)^(注)を警視庁及び道府県警察本部に設置し、従来の検挙活動等に加え、この先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

事例 Case

25年2月、下校中の女兒(10)が、友人と歩道上で立ち話をしていた際に、車の中から容姿を撮影されたとの事案の届出を受け、子供女性安全対策班において捜査を行った。捜査の結果、行為者の男(51)を特定し、事情聴取において、男が性的好奇心から女兒の容姿を撮影したと認めたことから、厳重に警告した(岡山)。

④ 再犯防止措置制度の強化

警察では、17年6月から13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その出所者の所在確認を実施している。23年4月からは、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

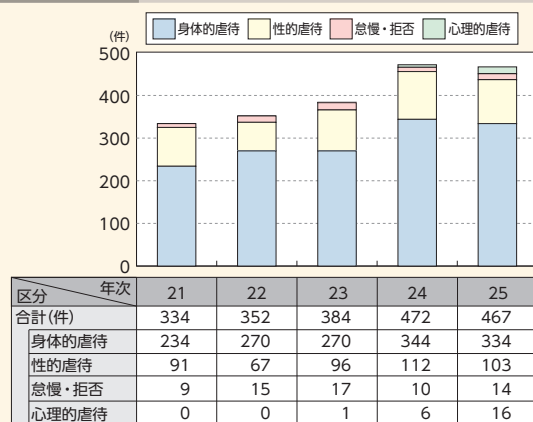
(2) 児童虐待対策

① 検挙・通告の状況

児童虐待の検挙件数は近年増加傾向にあり、平成25年中の検挙件数は467件、検挙人員は482人と、統計をとり始めた11年以降、24年に次いで多く、児童虐待は極めて深刻な情勢にある。一方、死亡児童数は、25年中は25人と過去最少となった。近年の態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の7割以上を占めているが、25年中は心理的虐待が前年より大幅に増加している。

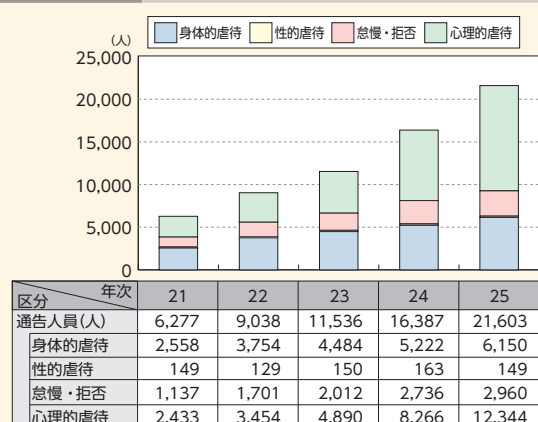
また、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加し、25年中は過去最多となった。態様別では、特に心理的虐待の増加が著しく、25年中は1万2,344人と全体の約6割を占めている。

図表2-6 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移(平成21~25年)



注：無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

図表2-7 警察から児童相談所に通告した児童数の推移(平成21~25年)



② 関係機関と連携した取組

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることから、警察では、各種活動を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。

児童虐待の疑いのある事案では、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講じて、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、児童の保護に向けて、個別事案についての情報を入手した早期の段階から関係者間で情報を共有し、対応の検討が行えるよう、児童相談所等の関係機関との連携の強化を図っている。

事例 Case

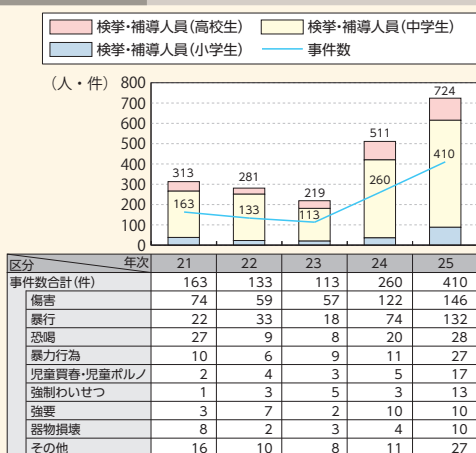
25年6月、パトロール中の警察官が駐車中の車内に置き去りにされた女兒(1)を発見した。付近に設置された防犯カメラ画像等を確認した結果、実母(18)と交際相手の男(36)が車を止めて近くのぱちんこ店に向かい女兒を置き去りにして遊技をしていたことが判明したことから、実母らを保護責任者遺棄罪で逮捕した(福岡)。

(3) いじめ事案への対応

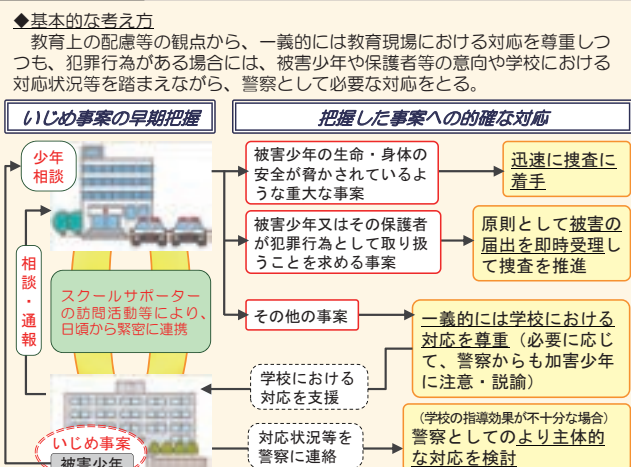
近年のいじめ^(注)に起因する事件数は、平成23年まで減少傾向にあったが、24年中は260件と急増し、さらに25年中は昭和61年以降で最多となる410件に増加した。検挙・補導人員も、24年中は511人、25年中は724人となり、ここ2年で大きく増加した。また、25年中の検挙・補導人員の約7割を中学生が占めている。

警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

図表2-8 いじめに起因する事件の検挙・補導状況と罪種別事件数の推移(平成21~25年)



図表2-9 警察によるいじめ事案への対応



事例 Case

男子中学生(14)ら4人は、同じ中学校に通う男子に対し、集団で、蹴る、掃除用のモップの柄で突くなどの暴行を加えていた。25年6月、同校教諭から事案についての相談を受け、同月、4人を暴力行為等処罰ニ関スル法律違反(集团的暴行)で逮捕した(兵庫)。

注：平成25年中の数値は、「いじめ」の定義を、同年6月に制定されたいじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。また、24年以前の数値は、「いじめ」の定義を「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方向的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることを行い、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まないもの」としている。

コラム ④いじめ防止対策推進法・いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

こうした考えの下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成25年6月、いじめ防止対策推進法が成立し、同年9月から施行された。同年10月には、同法に基づき、いじめの防止等のための具体的な内容や運用を定めた「いじめ防止基本方針」を文部科学大臣が策定し、その中で、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、地域・家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものとする事とされた。

同法では、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると学校が認めるときは、警察署と連携して対処することとされた。また、国や地方公共団体は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう必要な人材の確保等の措置を講ずることとされ、同基本方針では、確保すべき人材の具体例として「スクールサポーター等の警察官経験者」が明示された。

(4) 少年の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

① 少年の福祉を害する犯罪への対策

インターネットの普及等により、福祉犯^(注)の中でも、特にインターネットの利用に起因する被害が深刻な問題となっていることを踏まえ、警察ではその取締り、被害拡大防止及び被害少年の発見・保護を推進している。

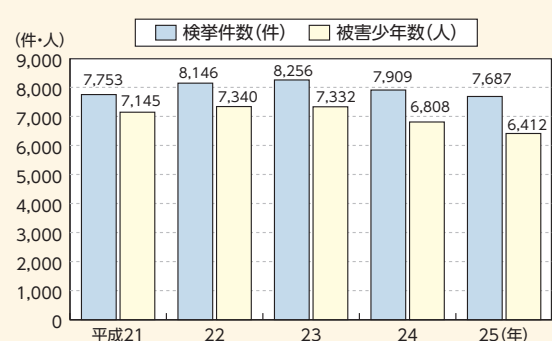
福祉犯の検挙件数は図表2-10のとおりであり、近年緩やかな増減があるも、ほぼ横ばいで推移している。

ア 悪質性の高い福祉犯

近年、出会い系サイト等を利用して組織的に児童買春の周旋を行う事犯や、飲食店、マッサージ店等の合法的な営業を装いながら児童に卑わいな言動等で接客させる事犯等、児童を組織的に支配し、性的な有害業務に従事させ、児童の心身に有害な影響を与える事犯が出現している。

このような悪質性の高い福祉犯は、暴力団の資金獲得活動としても行われることから、警察では、実態把握の推進と情報の分析、積極的な取締りや、有害業務に従事する児童の補導と被害児童の立ち直り支援を推進している。

図表2-10 福祉犯の検挙件数等の推移(平成21~25年)



事例 1

Case

暴力団幹部の男(40)らは、家出中の女子中学生(14)を自宅に住ませた上で、インターネット上で児童との性交等のあっせんを行い、売春をさせていた。25年6月、男ら3人を児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為)で逮捕した(神奈川)。

事例 2

Case

自営業の男(43)らは、女子高校生(16)らを雇い入れ、学生服等を着用させた上で、狭い個室で男性客に身体を密着させて添い寝等を行う業務に就かせていた。25年1月、17店舗に対する搜索差押えを実施するとともに、被害児童計76人を保護した。同年2月、男ら4人を労働基準法違反(危険有害業務の就業制限)で逮捕した(警視庁)。

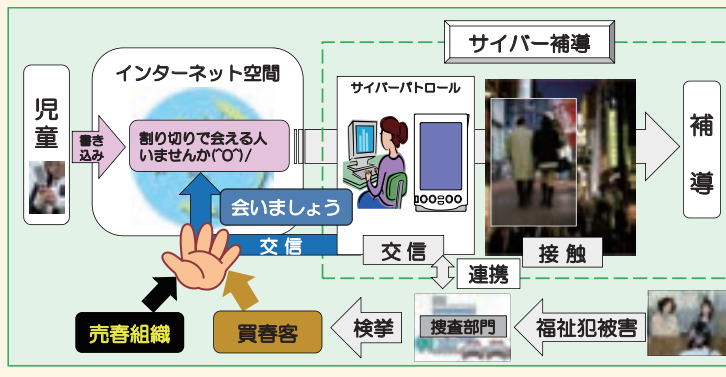
注：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。)違反、児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為等)、労働基準法違反(年少者の危険有害業務等)等が挙げられる。

コラム ⑤サイバー補導の実施

近年、インターネットの利用に起因する福祉犯被害が増加しており、特に、中学生や高校生が携帯電話、スマートフォン等を使用して、インターネット上のウェブサイト等を介して行う援助交際に対しては、従来からの街頭補導により福祉犯被害の防止を図ることは困難な状況にある。

このため、警察では、平成25年10月から、インターネットの利用に起因する福祉犯から児童を保護するため、インターネット上に援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを行った児童をサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を推進しており、25年中（注）は援助交際を求めるなどの書き込みを行った児童158人を補導した。

図表2-11 サイバー補導



イ 児童ポルノ

児童ポルノ事犯の検挙件数は近年増加傾向にあり、25年中の検挙件数は1,644件、被害児童数は646人と、いずれも過去最多を記録した。また、事件検挙を通じて同年に新たに特定された小学生以下の児童のうち、約7割が強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノを製造されているほか、スマートフォンの使用を通じて被害に遭った児童数が増加しているなど、児童ポルノをめぐる情勢は引き続き深刻な状態にある。

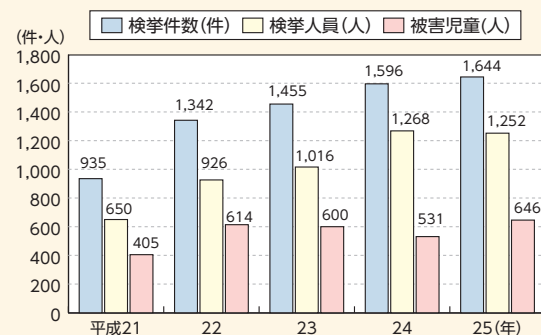
警察では、このような情勢を踏まえ、同年5月の犯罪対策閣僚会議で取りまとめられた「第二次児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、取締りの強化、広報啓発活動、流通・閲覧防止対策等を推進している。

また、警察庁では、国際会議への参加や、東南アジア各国の捜査官等を招いた児童の商業的・性的搾取犯罪対策に関する会議の開催等により、国際捜査協力や情報交換の強化に努めている。

さらに、プロバイダによる児童ポルノの閲覧防止措置（ブロックング）について、アドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなどの取組を推進している。

26年6月には、盗撮による児童ポルノの製造や自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持の禁止等を内容とする児童買春・児童ポルノ禁止法の一部を改正する法律が成立し、同年7月から施行された。

図表2-12 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移（平成21～25年）



事例

Case

会員の男(40)ら児童ポルノ愛好者グループは、インターネット上の動画投稿サイト等を通じて、互いに児童ポルノ画像を交換するなどしていた。この中には、児童になりすまして、インターネット上で知り合った女児に、女児自身の裸体の写真を送らせた者もいた。25年8月までに、男ら62人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ提供等）等で検挙した（神奈川、岡山）。

注：平成25年中の補導人員は、同年4月15日から10月20日までの間に実施された試行期間中の補導人員を含む。

② 少年を取り巻く有害環境の浄化対策

スマートフォンやインターネット接続機能を備えた携帯ゲーム機等の普及により、インターネットの利用に起因する少年の犯罪被害が全国的に発生しているほか、繁華街等において少年の性を売り物とする新たな形態の営業が次々と出現しているなど、近年の少年を取り巻く社会環境は深刻な状況にある。

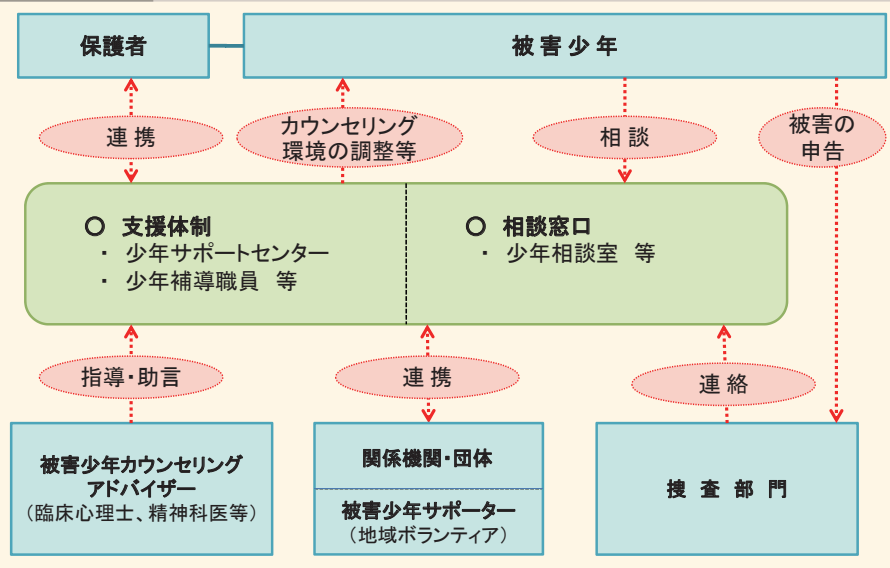
少年は心身ともに未熟であり、環境からの影響を受けやすいことから、警察では、インターネットの利用に起因する犯罪被害の発生状況を踏まえ、関係機関・団体等と連携の上、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、携帯電話事業者等に対するフィルタリング^(注1)等の普及促進のための要請等の取組を推進している。

また、少年に有害な商品等を取り扱う店に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境の浄化に努めている。

(5) 少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、少年補導職員^(注2)を中心に継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

図表 2-13 被害少年の支援



事例 Case

中学生の時に性的被害を受けた女兒は、自分の相談を端緒に関係者が逮捕されたことについて、自分を責め、不登校になるなど強い精神的打撃を受けていた。そのため、学校や児童相談所等と連携し、継続した支援を実施したところ、女兒は、居場所づくり活動への参加を通じて次第に将来の目標を見出し、高校への進学を果たした。高校進学後は、アルバイトを通じて就職への意欲も持つようになった（佐賀）。

注1：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

2：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視總監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成26年4月1日現在、全国に約900人の少年補導職員が配置されている。

第2節

国民の生活を犯罪から守るための取組

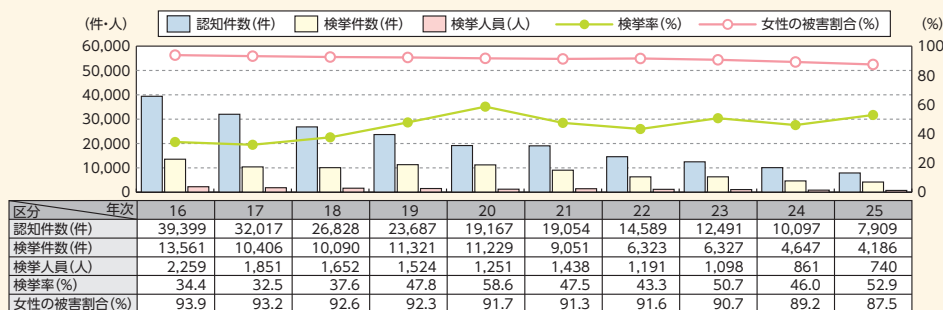
1 国民の財産を狙う事犯への対策

(1) ひったくり対策

ひったくりの認知・検挙状況の推移は図表2-14のとおりである。ひったくりの認知件数は、平成14年（5万2,919件）をピークに11年連続で減少しており、25年中は7,909件と、1万件を下回り、ピーク時の6分の1以下にまで減少した。しかし、依然として、ひったくりの被害者の約9割を女性が占めている。また、25年中のひったくりの認知件数のうち、上位5都府県（大阪府、神奈川県、埼玉県、東京都及び千葉県）で62.7%を占めている。

警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について指導啓発を行っているほか、関係機関・団体等と協力し、自転車用のひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。

図表2-14 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成16～25年）

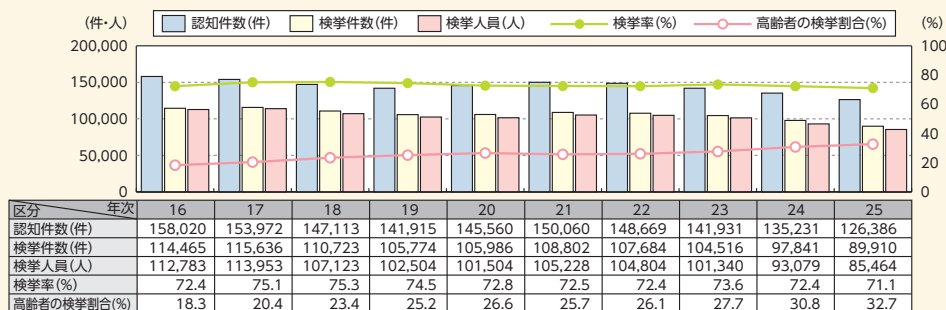


(2) 万引き対策

万引きの認知・検挙状況の推移は図表2-15のとおりである。平成14年から24年までの間、13万件以上で推移してきた万引きの認知件数は、25年に13万件を下回ったものの、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は、25年中で9.6%と約1割に達している。また、万引きの検挙人員全体に占める高齢者^(注)の割合は上昇傾向にあり、25年中は32.7%であった。

警察では、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を行うなど、社会を挙げた万引き防止に向けた取組を推進している。

図表2-15 万引きの認知・検挙状況の推移（平成16～25年）



注：65歳以上の者

(3) 侵入窃盗対策

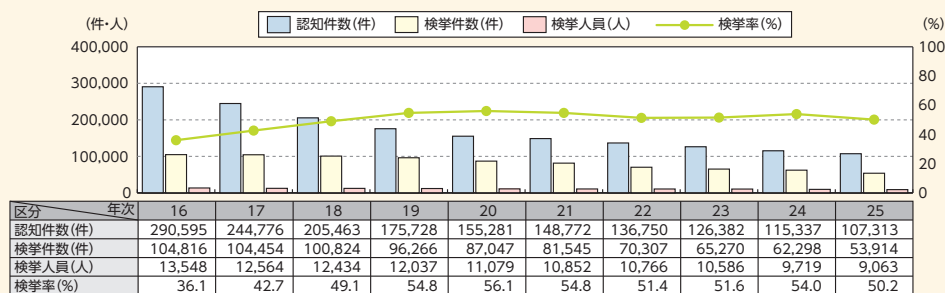
侵入窃盗の認知・検挙状況の推移は図表2-16のとおりである。ピーク時である平成14年(33万8,294件)以降減少傾向にあり、同年から25年にかけて、侵入窃盗の認知件数は23万981件(68.3%)減少した。

警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から成る「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めており、目録には26年3月末現在で17種類3,252品目が掲載されている。さらに、警察庁のウェブサイト「住まいる防犯110番」^(注)を開設し、侵入犯罪対策の広報を推進している。



CPマーク CP部品だけが表示できる共通標章でCrime Prevention(防犯)の頭文字を図案化したもの

図表2-16 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移(平成16～25年)

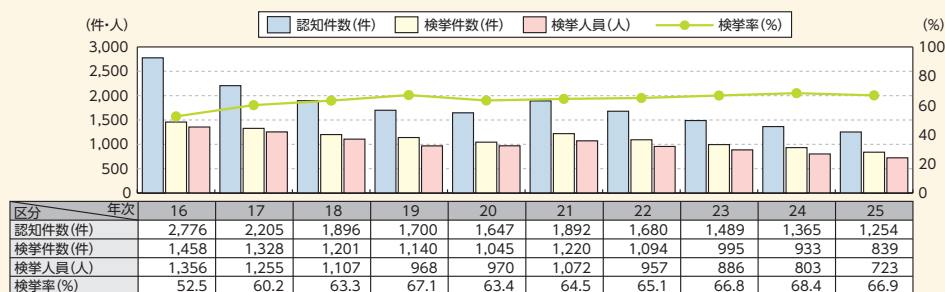


(4) 侵入強盗対策

侵入強盗の認知・検挙状況の推移は図表2-17のとおりである。平成21年にコンビニ強盗の認知件数が前年比で大きく増加したことなどから、同年には侵入強盗の認知件数が増加に転じたものの、ピーク時である15年(2,865件)以降、減少傾向にある。

警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や防犯訓練等を実施している。

図表2-17 侵入強盗の認知・検挙状況の推移(平成16～25年)



注：http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html

(5) 自動車盗対策

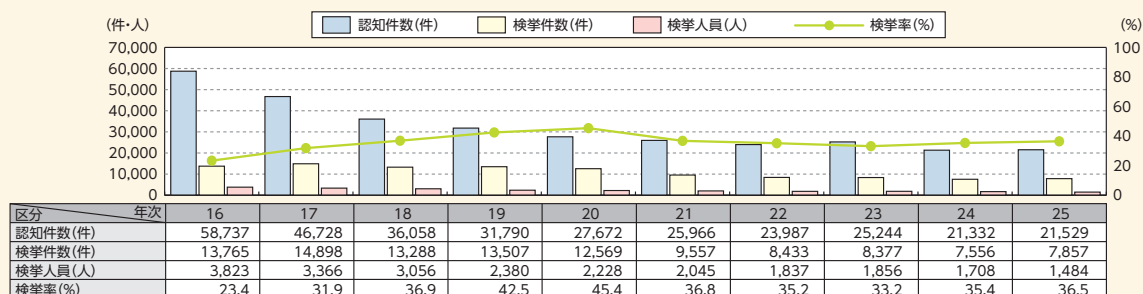
自動車盗の認知・検挙状況の推移は図表2-18のとおりである。ピーク時である平成15年(6万4,223件)以降、自動車盗の認知件数は減少傾向にあるが、被害車両別にみると、近年、貨物自動車(トラック、ライトバン等)の被害の占める割合が増加している。

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間19団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」(14年1月策定、25年12月改定)に基づき、イモビライザ^(注1)等の盗難防止機器の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を推進している。



自動車盗難防止の広報ポスター

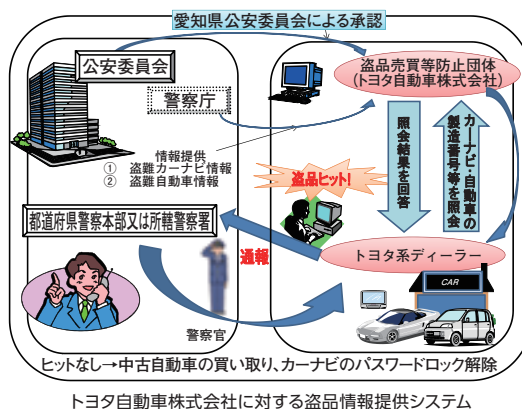
図表2-18 自動車盗の認知・検挙状況の推移(平成16~25年)



コラム ⑥地域の実情に応じた自動車盗対策

愛知県では、自動車盗が多発していたことを受け、いわゆるイモビカッター(イモビライザを無効化する装置)の所持の禁止を内容とする愛知県安全なまちづくり条例の一部を改正する条例を制定し、平成25年7月から施行した。

また、同県警察は、県内において、自動車及びカーナビゲーションシステムの盗難が多発していたため、盗難防止対策について、トヨタ自動車株式会社との連携を強化してきた。同年4月、愛知県公安委員会は、同社を古物営業法施行規則に基づき盗品売買等防止団体^(注2)として承認し、これにより、同社は、警察から提供された盗品等に関する情報(盗品等に付された番号等)を活用して、買取り等のために持ち込まれた自動車等が盗品等に該当するかどうかについての販売店からの照会への回答業務が可能となった。



コラム ⑦電子マニフェスト^(注3)を活用した盗難自動車の不正輸出の阻止

茨城県では、盗難された自動車が県内で無許可で解体され、外国へ不正に輸出される事案が多発していたことを受け、これを防止するため、平成26年2月、解体自動車の輸出手続において、当該自動車を輸出しようとする者に対して電子マニフェストの画面印刷物の提出を求める制度を導入した。これにより、当該自動車が正規の手続の下で解体されたものかどうかを確認することが可能となった。

注1：エンジンキーに埋め込まれた送信機から発するIDコードと、車両本体の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しないと、エンジンが始動しない電子式盗難防止装置

注2：古物商等からの盗品等に関する情報についての照会に対し回答する業務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして都道府県公安委員会の承認を受けた法人その他の団体

注3：使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、使用済自動車の引取りを行う業者等が引取りを求めた者の氏名、引取りに係る自動車の車台番号等を電磁的に記録したファイル

（６）悪質商法対策

① 利殖勧誘事犯

利殖勧誘事犯^{（注1）}の検挙状況の推移は図表2－19のとおりである。利殖勧誘事犯の検挙事件数及び検挙人員は、近年増加傾向にあったが、平成25年中は減少に転じた。類型別にみると、同年中は、ファンドに関連した事犯の検挙が目立った。全国の消費生活センター等に寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談^{（注2）}の件数は減少傾向にあるが、その内容については、ファンドの取引や一度被害に遭った人が二次的な被害を受けたという相談に関するものが目立った。

警察では、利殖勧誘事犯の被害拡大防止・被害回復を図るため、利殖勧誘事犯を重点的に取り締まるとともに、現金振込み先の預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供を推進しており、25年中の情報提供件数は2,253件であった。

図表2－19 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移（平成16～25年）

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
検挙事件数（事件）		10	9	17	12	22	29	31	35	41	37
検挙人員（人）		78	41	73	86	117	125	110	184	196	189

図表2－20 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成25年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員等（人）	被害額等（円）
ファンドに関連した事犯	8	28	4	859	10億1,049万円
未公開株に関連した事犯	4	19	2	740	31億7,070万円
先物取引に関連した事犯	2	13	0	2,184	11億8,000万円
公社債に関連した事犯	4	17	1	924	98億6,087万円
外国通貨に関連した事犯	1	9	0	69	5億9,050万円
その他預り金に関連した事犯	10	65	8	5,862	121億5,000万円
その他の事犯	8	38	2	1,393	26億5,799万円
計	37	189	17	12,031	306億2,057万円

注1：その他の事犯には、詐欺（8事件）を計上している。

注2：被害額等の計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

事例 Case

元海外商品先物取引業者役員（40）の男らは、バーチャルオフィス^{（注3）}を悪用して、東京都内を本店所在地とする正当な会社を装い、「ニューヨークで金の取引をしており、本社は東京駅近くの丸の内にある。一度も元本割れをしたことがない。確実に値上がりするので、絶対にもうかる。」などとうそを告げて、20年9月頃から25年1月にかけて、15都県の1,190人から合計約11億3,000万円をだまし取った。同年5月、男ら12人を詐欺罪で逮捕した。また、同年6月、犯罪収益等と認められた預金債権について組織的犯罪処罰法^{（注4）}に基づく起訴前の没収保全命令の請求を行い、違法収益の剥奪を図った（千葉）。

注1：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

注2：全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「PIO-NET」という。）に平成26年1月15日までに登録された相談（未公開株、公社債、ファンド型投資商品、外国通貨、デリバティブ取引、二次被害に関する相談）のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約年が判明した相談を基に抽出・集計したもの

注3：自己の所在地を顧客が本店所在地として登記することなどを許諾するいわゆる貸し住所サービス、犯罪収益移転防止法第2条第2項第41号に規定する自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として使用させることを許諾するいわゆる郵便物受取サービス等の専用スペースを持たずに対外的な事務所機能を持つことができるサービスやレンタルオフィスに関するサービス

注4：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

② 特定商取引等事犯

特定商取引等事犯^(注1)の検挙状況の推移は図表2-21のとおりである。特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員は、22年をピークに減少傾向にあったが、25年中は、増加に転じた。特に、同年中は、高齢者を狙い、健康食品等の商品を一方的に送り付けて購入させる、いわゆる送り付け商法の検挙がみられた。

図表2-21 特定商取引等事犯の検挙状況の推移（平成16～25年）

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
検挙事件数（事件）		75	124	138	112	142	152	193	161	124	172
検挙人員（人）		229	330	385	299	279	371	430	314	259	418

事例 Case

電話勧誘販売業者の男（29）らは、24年8月頃から25年9月頃にかけて、高齢者を対象に電話をかけ、健康食品の注文を受けていないのに、「注文されていた商品ができた。」「確かに注文されている。」などと告げ、42道府県の約1万2,000人から約3億4,600万円をだまし取った。26年1月までに、14人を詐欺罪で逮捕した（埼玉、茨城、静岡、福井）。



押収した健康食品

(7) ヤミ金融事犯対策

ヤミ金融事犯^(注2)の検挙状況の推移は図表2-22のとおりである。ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員や全国の消費生活センター等に寄せられたヤミ金融事犯の可能性のある既遂被害に関する相談^(注3)の件数は減少傾向にあるが、平成25年中の検挙事件のうち、暴力団が関与する事件の割合は15.8%と、前年の割合（14.8%）と比べて増加しており、依然として、ヤミ金融事犯が暴力団の資金獲得活動として敢行されている状況が認められる。

警察では、各都道府県警察に設置しているヤミ金融事犯集中取締本部による継続した取締りのほか、金融機関への口座凍結要請、ヤミ金融に利用され凍結された口座の名義人情報の金融機関への提供、ヤミ金融に利用されたレンタル携帯電話の解約についての事業者への要請、無登録貸金業の広告が掲載されているウェブサイトの削除についてのプロバイダ等への要請等の総合的な対策を行っている。25年中、金融機関への口座凍結要請は3万954件、レンタル携帯電話事業者への解約要請は3,433件、プロバイダ等へのウェブサイトの削除要請は1,657件であった。

図表2-22 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移（平成16～25年）

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
検挙事件数（事件）		432	339	323	484	437	442	393	366	325	341
検挙人員（人）		919	706	710	995	860	815	755	666	470	523

事例 Case

無登録貸金業者の男（61）らは、20年10月から24年11月にかけて、質屋営業を偽装し、高齢者を中心に延べ約9,700人に対して、法定利息の約6倍から約11倍で金銭を貸付け、約88億9,000万円の元利金を、年金受給口座から一括自動引落しする方法等により受領した。25年6月までに、2法人を検挙するとともに、5人を貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（超高金利等）で逮捕した（福岡）。

注1：訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

2：出資法違反（高金利等）及び貸金業法違反並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯

3：PIO-NETに平成26年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約年が判明した相談を基に抽出・集計したもの

コラム ⑧ ヤミ金融事犯等に悪用されるレンタル携帯電話サービスの悪用実態等

ヤミ金融事犯等を敢行する者は、自己への捜査を免れるためにレンタル携帯電話サービスを悪用している状況が認められる。警察では、レンタル携帯電話の悪用実態を把握するため、平成25年中に、ヤミ金融事犯等に悪用されたとして警察が解約要請を行ったレンタル携帯電話事業者等に対し、貸与時の本人確認方法等について調査を行った。

その結果、携帯電話を対面で相手方に貸与していると回答した事業者の約7割が、偽変造が認められる本人確認書類のコピーを本人確認記録の一部として保存しており、その中には、暦上存在しない生年月日が記載されているものなど容易に偽変造と判断できるものがあった。

こうした実態から、ヤミ金融業者等が犯罪に悪用する目的で携帯電話を入手するに当たり、偽変造した本人確認書類又はそのコピーを用いている状況や、レンタル携帯電話事業者が偽変造された本人確認書類の提示を受けたにもかかわらず、携帯電話を貸与している状況等がうかがわれる。このような現状を踏まえ、警察では、事業者に対する解約要請や悪質な事業者の検挙等、レンタル携帯電話の効果的な悪用防止対策を推進している。

(8) 知的財産権侵害事犯対策

知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移は図表2-23のとおりである。偽ブランド品は、図表2-24のとおり、大半が中国から密輸入されている。これらの偽ブランド品については、その広告が掲載されている日本語のウェブサイトを通じて注文を受け付け、外国から国際郵便で日本の購入者に届けられるという形態で密輸入されるものが多い。

こうした状況を踏まえ、警察では、中国等の外国捜査機関に対し情報を提供し、被疑者の検挙やウェブサイトの削除を要請している。また、不正商品対策協議会^(注)における活動を始め、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。



押収した偽ブランド品（財布、バッグ）

図表2-23 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成21～25年）

区分	年次 事件数・人員	21		22		23		24		25	
		事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)
商標法違反(偽ブランド事犯等)		200	313	218	321	236	337	260	420	241	346
著作権法違反(海賊版事犯等)		119	178	162	222	194	258	196	285	240	279
その他		45	129	18	40	20	52	54	141	43	91
合計		364	620	398	583	450	647	510	846	524	716

図表2-24 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移（平成16～25年）

仕出地	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
総数(点)		113,806	154,075	190,062	315,302	280,679	107,637	128,252	168,303	88,846	74,059
中国		16,737	9,663	73,512	143,170	268,326	93,800	118,162	159,276	73,511	63,373
韓国		96,572	98,436	115,881	117,930	5,972	13,529	9,032	7,228	15,230	10,425
香港		119	2,091	70	49,694	12	181	17	62	61	22
台湾		153	32,258	388	0	0	0	825	83	0	0
その他		225	11,627	211	4,508	6,369	127	216	1,654	44	239

注：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

2 国民の健康を害する事犯への対策

(1) 食の安全に係る事犯対策

食の安全に係る事犯^(注1)の検挙状況の推移は図表2-25のとおりであり、平成25年中は、厚生労働大臣が定めた規格基準に適合しない方法で加工・調理した食品を販売し、提供を受けた客が食中毒を起こした事犯等の検挙がみられた。

図表2-25 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（平成16～25年）

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
検挙事件数（事件）		25	26	25	52	37	66	46	39	41	40
食品衛生関係事犯		14	18	20	48	21	32	36	27	21	26
食品の産地等偽装表示事犯		11	8	5	4	16	34	10	12	20	14
検挙人員（人）		42	37	35	90	91	132	85	76	73	80
食品衛生関係事犯		21	21	23	69	34	25	65	39	22	44
食品の産地等偽装表示事犯		21	16	12	21	57	107	20	37	51	36
検挙法人（法人）		11	7	4	5	24	37	26	13	14	17
食品衛生関係事犯		3	1	1	3	5	6	19	5	3	9
食品の産地等偽装表示事犯		8	6	3	2	19	31	7	8	11	8

(2) 保健衛生事犯対策

平成25年中の保健衛生事犯^(注2)の検挙状況の推移は図表2-26のとおりである。

警察では、厚生労働大臣の承認を得ていない医薬品（以下「無承認医薬品」という。）を広告・販売するなどの薬事法違反、無資格で医行為や美容行為を行うなどの医師法違反、美容師法違反等の保健衛生事犯の取締りを行っている。無承認医薬品については、近年、中国を仕出地とするものが多く、25年中の無承認医薬品の広告・販売に係る薬事法違反事件で無承認医薬品の仕出地が国外と判明した32事件のうち、17事件が同国を仕出地とするものであった。これらの無承認医薬品については、その広告が掲載されている日本語のウェブサイトを通じて注文を受け付け、外国から国際郵便で日本の購入者に届けられるという形態で流入するものが多い。

こうした状況を踏まえ、警察では、中国等の外国捜査機関に対し情報を提供し、被疑者の検挙やウェブサイトの削除を要請するなどしている。

図表2-26 保健衛生事犯の検挙状況の推移（平成21～25年）

区分	年次	21		22		23		24		25	
		事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)
薬事関係事犯		105	144	103	187	114	194	105	164	87	139
医事関係事犯		34	66	37	82	30	51	39	66	39	58
公衆衛生関係事犯		214	210	243	282	199	228	197	210	210	240
合計		353	420	383	551	343	473	341	440	336	437

事例

Case

ビューティーサロン店経営者の女（42）は、22年12月から24年12月にかけて、美容師免許がないのに、業として、客に対し、まつ毛に接着剤を使用して人工毛を貼り付ける美容行為（まつ毛エクステンション）を行い、結膜炎等の傷害を負わせた。25年4月、同人を美容師法違反（無免許営業）及び業務上過失傷害罪で逮捕した（大阪）。

注1：食品衛生関係事犯（食品衛生法違反等）及び食品の産地等偽装表示事犯（不正競争防止法違反等）

2：薬事関係事犯（薬事法違反、薬剤師法違反等）、医事関係事犯（医師法違反、歯科医師法違反等）及び公衆衛生関係事犯（食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等）

3 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風営適正化法^(注1)に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、無店舗型性風俗特殊営業や映像送信型性風俗特殊営業の届出数が増加している一方で、店舗型・無店舗型を問わず、電話異性紹介営業の届出数は減少している。

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、近年、ほぼ横ばいである。

図表2-27 風俗営業の営業所数の推移（平成21～25年）

区分	年次	21	22	23	24	25
総数(軒)		104,920	102,207	99,994	98,432	96,136
第1号営業(キャバレー等)		3,379	3,128	2,933	2,774	2,602
第2号営業(料理店、カフェ等)		67,034	66,009	65,313	65,215	64,349
第3号営業(ナイトクラブ等)		486	467	442	413	391
第4号営業(ダンスホール等)		216	197	187	150	140
第5号及び第6号営業		39	7	6	6	6
第7号営業		26,104	25,262	24,465	23,693	22,876
まあじゃん屋		13,343	12,687	12,054	11,450	10,882
ぱちんこ屋等(注)		12,652	12,479	12,323	12,149	11,893
その他		109	96	88	94	101
第8号営業(ゲームセンター等)		7,662	7,137	6,648	6,181	5,772

注：ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技をさせる営業

図表2-28 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成21～25年）

区分	年次	21	22	23	24	25
総数(件)		23,727	25,102	29,391	30,133	30,969
店舗型性風俗特殊営業		6,420	6,208	8,835	8,685	8,501
第1号営業(ソープランド等)		1,239	1,238	1,246	1,235	1,218
第2号営業(店舗型ファッションヘルス等)		847	836	822	824	813
第3号営業(ストリップ劇場等)		157	139	125	116	110
第4号営業(ラブホテル等)		3,837	3,692	6,259	6,152	6,027
第5号営業(アダルトショップ等)		340	303	272	252	232
第6号営業(出会い系喫茶等)		—	—	111	106	101
無店舗型性風俗特殊営業		15,682	16,983	18,336	19,257	19,986
第1号営業(派遣型ファッションヘルス等)		14,648	15,889	17,204	18,119	18,814
第2号営業(アダルトビデオ等通信販売)		1,034	1,094	1,132	1,138	1,172
映像送信型性風俗特殊営業		1,240	1,554	1,888	1,879	2,187
店舗型電話異性紹介営業		195	174	151	138	127
無店舗型電話異性紹介営業		190	183	181	174	168

図表2-29 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成21～25年）

区分	年次	21	22	23	24	25
総数(軒)		272,068	272,049	272,985	273,868	276,353

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

平成25年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等^(注2)の割合は31.8%（203人）と、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

最近では、店舗を設けて行う事犯のほか、派遣型ファッションヘルスを仮装した事犯や、出会い系サイトを利用して女性になりすまして客を勧誘する事犯等がみられ、不法な収益を得ることを目的に、巧妙かつ組織的に行われている状況が認められる。

図表2-30 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成21～25年）

区分	年次		21		22		23		24		25	
	件数	人員	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
総数			1,562	747	1,386	727	1,138	675	1,079	701	1,030	639
街娼型	勧誘等		282	284	248	243	297	296	237	230	251	253
管理型	場所提供		128	180	128	185	130	161	103	189	84	142
	管理売春		6	7	3	4	1	3	7	7	5	5
	資金提供		4	4	7	7	9	9	6	9	6	7
派遣型	周旋		531	224	669	246	397	179	369	238	398	210
	契約		606	43	323	35	302	25	355	27	283	19
その他			5	5	8	7	2	2	2	1	3	3

注1：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

2：124頁参照

② 風俗関係事犯

25年中の風営適正化法違反の検挙状況はほぼ横ばいである。

また、わいせつ事犯の検挙状況は、近年増加傾向にある。わいせつ事犯に関しては、近年、コンピュータ・ネットワークを利用してわいせつな画像を公然と陳列する事犯やわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。

このほか、カジノバー等における賭博事犯では、店舗の出入口にビデオカメラを設置して見張りを強化したり、店舗の扉を嚴重に補強したりするなど、警察の取締りから逃れるための悪質で巧妙な対策を講じているものがみられる。

図表 2-31 風営適正化法違反の検挙状況の推移（平成 21～25 年）

年次 件数、人員		21		22		23		24		25	
		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
区分	総数	2,839	3,577	2,876	3,522	2,672	3,402	2,682	3,212	2,710	3,040
	禁止区域等営業	503	1,044	502	984	463	842	378	687	362	656
	年少者使用	352	486	296	416	308	419	260	321	261	323
	客引き	515	769	585	844	533	791	594	796	575	799
	無許可営業	577	725	580	753	545	767	496	719	416	559
	構造設備・遊技機無承認変更	55	68	34	41	43	45	57	67	54	59
	20歳未満の客への酒類提供	63	135	66	128	73	135	96	180	94	176
	その他	774	350	813	356	707	403	801	442	948	468

図表 2-32 わいせつ事犯の検挙状況の推移（平成 21～25 年）

区分	年次 件数、人員	21		22		23		24		25	
		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数		2,578	2,446	2,736	2,532	3,084	2,761	3,334	2,877	2,931	2,558
公然わいせつ		1,810	1,626	1,953	1,727	1,926	1,700	2,064	1,745	1,921	1,662
わいせつ物頒布等		768	820	783	805	1,158	1,061	1,270	1,132	1,010	896

事例 Case

会社役員の男（65）らは、23年5月から24年10月にかけて、抽選機能付き金箔カード自動販売機と称する回胴式遊技機に類する設備を設け、「自動販売機にすぎないので法律では規制されていない」などとあたかも合法であるかのように標榜して不特定多数の客に金銭を賭けた遊技をさせた。25年2月までに、男ら11人を常習賭博罪等で検挙した（警視庁、福岡）。

（3）人身取引事犯対策

警察では、平成21年12月の犯罪対策閣僚会議において策定された「人身取引対策行動計画2009」に沿って引き続き、入国管理局等の関係機関と連携し、悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。

25年中の人身取引事犯の検挙人員は37人で、その内訳は、風俗店等関係者が9人、仲介業者が10人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は17人で、その国籍の内訳は、日本（10人）、タイ（6人）、フィリピン（1人）であった。外国人被害者の在留資格は、短期滞在（3人）が約半数を占めた。

事例 Case

風俗店経営者の男（65）らは、「日本で簡単な仕事をすれば大金が稼げる」などと甘言を用いてフィリピン人の女性を日本に不法に入国させるとともに、日本人男性と偽装結婚をさせ、旅券を取り上げた上で、「10年間働かなければフィリピンには戻れない」などと告げ、被害女性を性風俗特殊営業に従事させた。24年11月にフィリピン人の女性4人を保護するとともに、25年2月までに、同経営者ら6人を出入国管理及び難民認定法違反（不法入国等援助）で逮捕した（大阪）。

（４）銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲刀剣類の適正管理

平成25年末現在、銃刀法に基づき、都道府県公安委員会から、10万7,651人が、21万6,778丁の猟銃及び空気銃の所持許可を受けている。25年中、申請を不許可等とした件数は34件、所持許可を取り消した件数は73件であった。また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図表2-33 運搬届出・立入検査の状況（平成25年）

区分	運搬届出受理件数(件)	立入検査の件数(件)
火薬類関係	36,960	14,225
特定病原体関係	45	77
放射性同位元素関係	1,502	4
核燃料物質関係	204	28

（５）環境事犯対策

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、国民の健康を脅かす可能性の高い有害廃棄物の不適正処理等の事犯を重点的に取り締まるとともに、関係機関に必要な情報を提供して、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

図表2-34 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成16～25年）

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
検挙事件数(事件)		3,166	4,123	5,301	6,107	6,124	6,128	6,183	5,700	5,655	5,169
検挙人員(人)		4,684	5,728	6,852	7,797	7,602	7,599	7,679	7,018	6,841	6,241
検挙法人(法人)		320	527	423	549	481	554	482	477	443	391

注：廃棄物事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る事犯をいう。

（６）探偵業に係る業務の運営の適正化

警察では、探偵業法^(注1)に基づき、探偵業者^(注2)の業務実態を把握するとともに、違法行為に対しては厳正に対処し、探偵業務の運営の適正化を図っている。

事例 Case

探偵業者の男（37）は、平成22年7月から23年7月にかけて、携帯電話会社の社員から携帯電話機の契約者情報を不正に取得し、転売による不正の利益を得るために同情報を調査会社に開示した。24年8月までに、男を不正競争防止法違反（営業秘密の不正取得・開示）で逮捕した。また、25年1月、懲役刑が確定したことを受け、探偵業法に基づき、当該探偵業者に対して行政処分（営業の廃止命令）を行った（愛知、広島）。

注1：探偵業の業務の適正化に関する法律

2：届出のなされている探偵業者数は5,670（平成25年末現在）

第3節

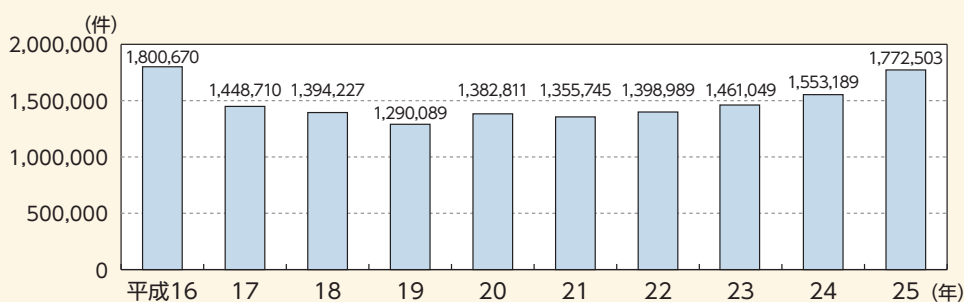
地域住民の安全・安心確保のための取組

1 相談業務の充実強化

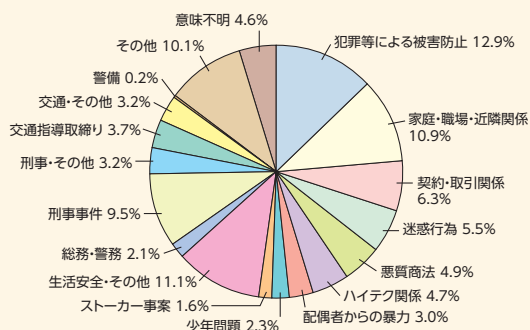
(1) 相談取扱いの現状

相談取扱件数の推移及び相談内容については、図表2-35から図表2-37までのとおりであり、近年、犯罪等による被害防止、家庭・職場・近隣関係、刑事事件、契約・取引関係に関するもの等について多くの相談が寄せられている。

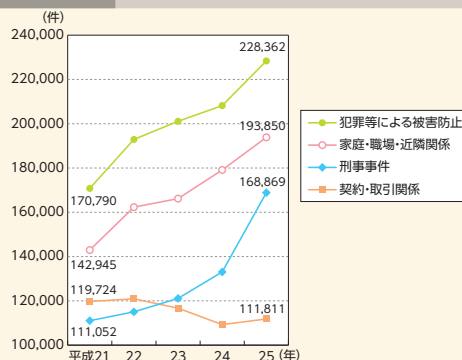
図表2-35 相談取扱件数の推移(平成16～25年)



図表2-36 相談内容の内訳(平成25年)



図表2-37 主な相談内容とその推移(平成21～25年)



(2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実な組織対応を行うことができるよう、警視庁及び道府県警察本部並びに各警察署の総・警務部門にそれぞれ相談の総合窓口を設置している。総合窓口では、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等を非常勤の警察安全相談員として配置するなど、相談受理体制を整備するとともに、各担当部門における、相談の処理状況の点検を実施している。



「#9110」番の広報活動

また、警視庁及び道府県警察本部に警察相談専用電話を設置し、全国統一番号の「#(シャープ)9110」番^(注)に電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口に接続されるようにするなど、相談上の利便を図っているほか、9月11日を「警察相談の日」と定め、「#9110」番や各都道府県警察に設置している各種相談窓口について広報し、利用を呼び掛けている。

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

（３）相談内容に応じた適切な対応の推進

① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携を図って対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず相談者の不安等を解消するため必要な措置を講じている。

② 研修の実施

多種多様な相談に適切に対応できる職員を育成するため、警察庁では、警視庁及び道府県警察本部の相談業務担当職員に対して相談対応要領や相談者の心理等を内容とする研修を実施している。また、都道府県警察においても、警察署の職員を対象に研修会等を実施している。

③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体で取り扱うことが適切である相談や警察以外の機関・団体と相互に緊密な連携を図ることが必要とされる相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等とのネットワークを強化し、円滑な引継ぎを行うとともに、関係機関・団体等と連携した相談の対応に取り組んでいる。



相談への対応状況

事例 1

Case

兵庫県警察では、尼崎市における被害者多数の殺人・死体遺棄事件に関する相談への対応状況の調査結果を踏まえ、平成25年5月、同県警察本部に「広域相談指導係」を設置し、同係において複数の警察署又は複数の部門にまたがる相談を集約・分析した上で、主として対応する警察署や部門を調整するとともに、関係する所属に対して対応を指導している。

同係は、設置後半年間で、約3,000件に上る複数の警察署にまたがる相談に対応している。一例としては、「農機具の売掛金を支払ってもらえない」旨の相談が、隣接する警察署において複数の事案が立て続けに発生していたことから、同係は検挙に向けた検討を関係警察署へ指示し、捜査の結果、同年11月までに、建設作業員の男（33）を詐欺罪で検挙した（兵庫）。



広域相談指導係発足式

事例 2

Case

25年12月、男性（55）から「所有する土地の木を伐採するに当たり、何者かによって蜂の巣箱が置き去りにされており対応に困っている。自ら巣箱を処分してよいか教えてほしい」旨の相談を受けた。弁護士等と検討の上、「所有者の同意なく巣箱を処分すると損害賠償責任が発生し得る。遺失物法に基づく拾得物件として警察署長に対して届け出ることが可能である」旨相談者に対して教示したところ、相談者は当該巣箱を警察に届け出て、相談の解決に至った（宮崎）。

2 事件・事故への即応

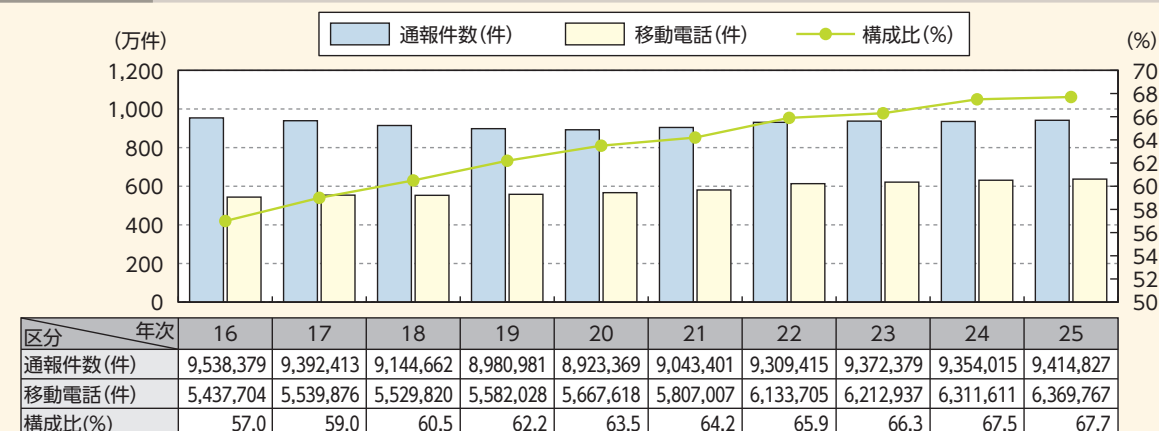
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、被疑者の逮捕等の措置を執っている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報

平成25年中の110番通報受理件数^(注1)は、約941万件と前年より約6万件増加し、依然として高い水準にある。これは約3.3秒に1回、国民約14人に1人の割合で通報したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が67.7%を占め、過去最高を記録した。

これらの110番通報のうち、緊急の対応を必要としない各種照会、要望・苦情・相談等の通報が23.9%を占めていることから、警察では、そのような緊急の対応を必要としない通報には「#9110」番を利用するよう呼び掛け、適切な110番通報の利用を促している。

図表2-38 110番通報受理件数の推移(平成16～25年)



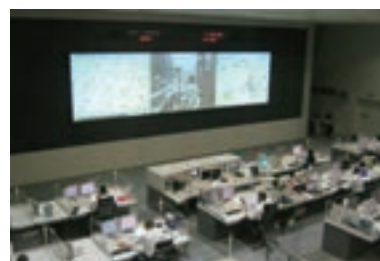
(2) 通信指令

① 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察には通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注2)の発令等を行っている。平成25年中の緊急配備の実施件数は8,312件(前年比1,209件減少)であった。

また、25年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスポンス・タイム^(注3)の平均は、6分57秒であった。

警察では、増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム(位置情報通知システム)を全都道府県において運用するなど通信指令システムの高度化を図っている。



通信指令室

注1：無応答、いたずら、誤接等は計上していない。

2：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

3：通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

事例

Case

25年6月、東京都練馬区内で発生した男子小学生3人に対する刃物使用殺人未遂事件において、110番通報を受理した警視庁が直ちに緊急配備を行うとともに、警視庁から広域緊急配備の依頼を受けた埼玉県警察が緊急配備を行った結果、約30分後に被疑者（47）を発見し、銃刀法違反及び殺人未遂罪で逮捕した（警視庁）。

② 地域警察デジタル無線システム

警察では、音声通信のみであった従来の無線システムに代えて、高度化した音声通信機能及びデータ通信機能を有する地域警察デジタル無線システムを整備し、23年3月から各道府県警察（注）において順次運用を開始した。

同システムの整備により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像、GPSで測位された警察官の位置情報等の情報を、通信指令室、警察署及び現場の警察官が組織的に共有することが可能となった。

図表2-39 地域警察デジタル無線システムの概要



③ 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理や指令の技能を競う通信指令競技会を開催するなど、通信指令技能の向上を目的とした教育訓練を行うとともに、通信指令の知識・技能に関する検定制度を設けて、組織的な人材育成に努めている。

また、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された、警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等が実践的な指導等を通じて後進の育成に当たっている。



全国通信指令・無線通話技能競技会

注：警視庁及び岡山県警察においては、独自のデータ端末を整備・使用している。

(3) 初動警察活動の強化

① 通信指令機能の強化等

警察庁では、平成20年から初動警察刷新強化の取組を進めてきており、現在はその定着化に努めている。また、国家公安委員会では、21年9月、「警察通信指令に関する規則」を制定し、通信指令室が初動警察における司令塔としての役割を果たすことができるよう、その位置付けや権限を明確化するとともに、通信指令を行う際の組織的活動、人材の育成、関係都道府県警察の連携等の原則を定めた。これらを受けて、都道府県警察では、通信指令機能の強化や、事案対応能力の強化等に重点的に取り組んでいる。



無差別殺傷事件を想定した訓練

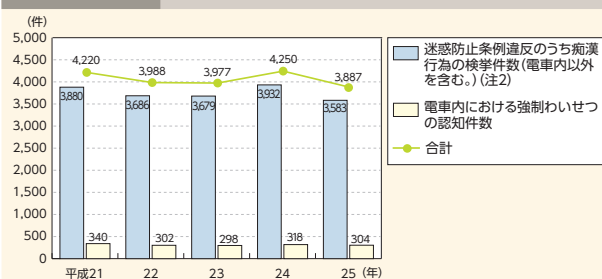
② 実践的な訓練の実施

警察では、事案対応能力の向上を図るため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生に際して行われることとなる一連の警察活動に関する実践的な訓練を継続的に実施している。

(4) 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、列車内における警乗^(注1)、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行い、痴漢、すり、置き引き等の犯罪の予防及び検挙を行っている。また、痴漢の被害に遭った女性から相談を受理した場合は、女性に同行して身辺の警戒を行うなどしている。

図表2-40 痴漢事犯の検挙状況等の推移(平成21~25年)



(5) パトカー及び警察用船舶の活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件・事故等の発生時における初動措置を執っている。また、全国に警察用船舶を約160隻配備し、通信指令室やパトカーと連携させ、水上パトロール、事件・事故発生時の情報の収集、交通情報の収集、事故や災害発生時の捜索救難活動等を行っている。



パトカー



警察用船舶

事例

Case

平成25年5月、東京都江東区内の運河において「人が落水し溺れている」との通報を受け、警視庁は、警察用船舶を出動させた。強風波浪注意報が発令されている中、捜索に当たったところ、水面に仰向けになりながら救助を求めている男性(30)を発見したことから、直ちに当該男性を引き上げるとともに、毛布で同人の体を覆い保温措置に努めながら救急隊に引き継いだ(警視庁)。

注1：列車内における公安の維持を図るため、警察官が列車に乗務して、犯罪の予防、被疑者の検挙、事故の防止等に当たること

注2：各都道府県警察のいわゆる迷惑防止条例のうち、卑わいな行為等を禁止する規定に係る検挙件数及び検挙人員は、「痴漢」、「のぞき見」、「下着等の撮影」、「透視によるのぞき見」、「透視による撮影」、「通常衣服を着けない場所における盗撮」及び「(その他) 卑わいな言動」の区分により報告を求めているが、そのうち「痴漢」として都道府県警察から報告を受け、集計した数値を示したものの

（6）警察用航空機の活用

エンジンの複数搭載による飛行能力等の向上及びヘリコプターテレビシステム（ヘリテレ）の高性能化に伴い、警察用航空機（ヘリコプター）の有効性はますます高まっている。警察では、全国にヘリコプターを約80機配備し、通信指令室やパトカーと連携させてその機動力をいかしたパトロールを始め、災害や重大事件発生時におけるヘリテレを活用した情報収集、被災地への人員物資の緊急輸送、被疑者の追跡等を行っている。



警察用航空機

事例 1

Case

平成25年7月、山口県北部における豪雨による土砂災害において、山口県警察航空隊はヘリコプターを出動させ、ヘリテレを活用してリアルタイムで詳細な被災状況について情報収集を行った（山口）。

事例 2

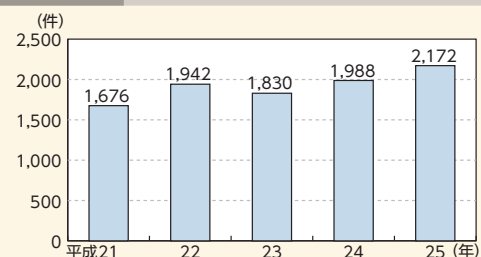
Case

25年5月、岐阜県内において、ガソリン代を払わず立ち去った男（37）に対して警察官が職務質問をしようとしたところ、男がこれを振り切り、パトカーに車両を衝突させて隣接する愛知県まで逃走する事案が発生した。岐阜県警察航空隊は、ヘリコプターを出動させて上空から追跡を行い、愛知県警察との緊密な連携の下、男を公務執行妨害罪で逮捕した（岐阜、愛知）。

コラム ⑨山岳遭難に対する警察活動

増加傾向にある山岳遭難に対処するため、警察では、関係機関・団体等と連携の上、ヘリコプター等を活用して、遭難者の捜索救助に当たるとともに、広報啓発活動、山岳関連情報の提供、パトロール等を実施している。

図表 2-41 山岳遭難発生件数（平成21～25年）



事例 3

Case

25年12月、富士山において、山岳遭難事案が発生したことから、静岡県警察航空隊はヘリコプターを出動させ、厳しい気象状況の中、山岳遭難救助隊と連携しつつ、捜索救助活動を行い、生存していた遭難者（61）ら3人をつり上げ救助した（静岡）。



警察用航空機による救助活動
※写真は事例のものとは異なる

3 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成26年4月1日現在、全国に交番は6,255か所、駐在所は6,552か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカード^(注)による情報提供等を行っている。



パトロール

② 立番等による警戒

地域警察官は、交番・駐在所等の施設の外に立って警戒に当たる立番を行っている。また、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

③ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成25年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は21万987人と、警察による刑法犯の総検挙人員の80.4%を占めている。

④ 交番相談員の活用

26年4月1日現在、全国で約6,372人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、経験や知識を有する退職警察官である。



交番相談員

注：パトロール中に気付いた防犯上の注意事項を伝えたり、空き巣等の被害者にパトロールを行っていることを知らせて安心してもらったりすることなどを目的として、地域警察官が管内の地域住民に配布するもので、交番名やパトロールを行った日時等が記載されている。

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

② 交番・駐在所連絡協議会

平成26年4月1日現在、全国の交番・駐在所に1万2,058の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

③ 情報発信活動

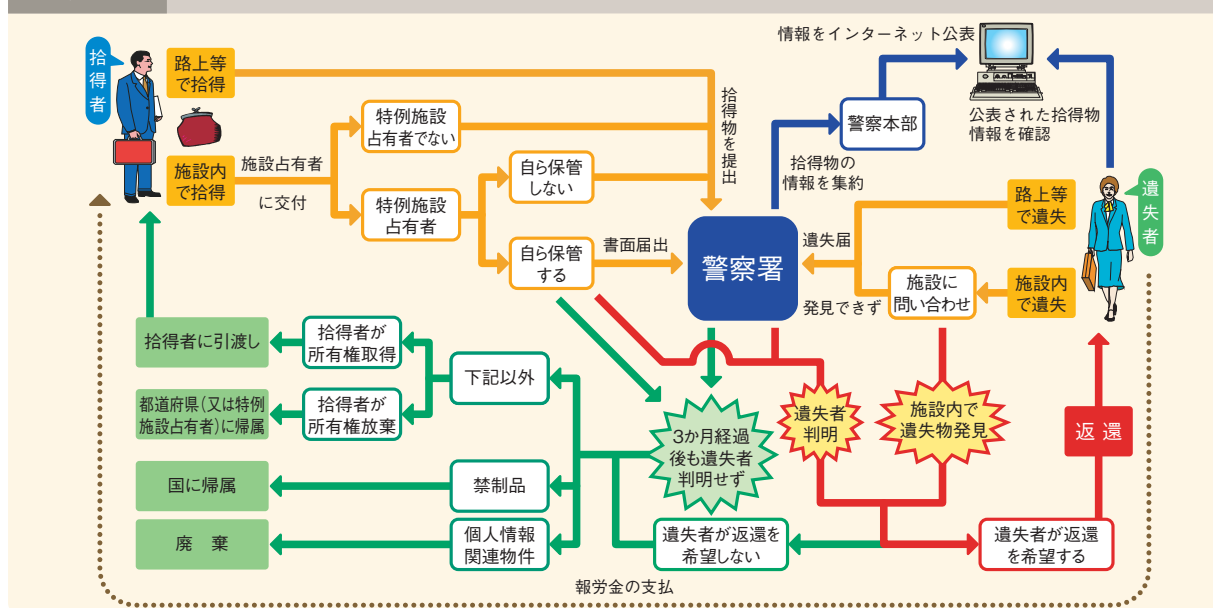
地域警察官は、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報紙」を作成し、自治会を通じて回覧するなどの活動により、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況やその防止策等の身近な情報を伝えている。

(3) 遺失物の取扱い

警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成25年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分^(注)を含め約2,380万点に上っている。

なお、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約108億円が、物品については約863万点が遺失者に返還されている。

図表2-42 遺失物の取扱いの流れ



図表2-43 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移(平成21～25年)

区分	年次	21	22	23	24	25
通貨(億円)	拾得物	135	141	189	156	156
	遺失届	353	351	498	372	364
物品(万点)	拾得物	1,820	1,976	2,063	2,242	2,380
	遺失届	1,096	1,128	1,156	1,180	1,208

注：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者(特例施設占有者)は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

第4節

将来にわたる犯罪抑止のための 基盤の構築に向けた取組

1 犯罪抑止に向けた取組

(1) 地域社会との協働

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。警察は、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

① 社会の犯罪予防機能の高度化

ア 安全・安心なまちづくり

政府では、平成17年6月に犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議において決定された「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」に基づき、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国で推進している。

今後は、25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」^(注)も踏まえ、関係機関・団体等と連携して、引き続き全国で安全・安心なまちづくりの取組を推進していくこととしている。

イ 安全・安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全・安心なまちづくりの日」(毎年10月11日)の前後の期間を中心に、安全で安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、その一環として、顕著な功績等のあった団体・個人を首相が表彰する「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」が毎年首相官邸において行われている。

また、警察庁では、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事として、25年10月27日、優れた活動を行う防犯ボランティア団体と防犯まちづくりに積極的な取組を行っている地方公共団体がそれぞれ取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2013」を開催した。



安全・安心なまちづくり関係功労者表彰
(提供：内閣広報室)

ウ 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策等の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街の再生に向け、商工会、地域住民、自治体等と問題意識を共有し、自治体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通して街並みの改善を図っている。また、違法風俗営業等の風俗関係事犯や不法就労、人身取引事犯、組織的な資金獲得犯罪等の取締りを行うとともに、犯罪インフラ対策の一環として、繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進している。

注：210頁参照

② 防犯ネットワークの整備と活用の促進

治安を取り巻く情勢が依然として厳しいことに加え、人口・家族構造の変化等により社会情勢が変化している中で、かつて良好な治安を支えてきた社会の連帯感が希薄化している。

このような現状を踏まえ、警察は、地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動、事業者によるCSR^(注1)活動等の主体的な自主防犯活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪抑止対策の推進と連帯感の向上を図っている。

ア 防犯ボランティア団体の活動

25年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万7,084団体^(注2)と、16年の約6倍の水準となっている。これらの団体の多くは、町内会、自治会等の地域住民による団体や子供の保護者の団体である。その構成員数についても、約275万人と、同年より約5倍に増加したものの、25年に初めて減少した。この背景には、新たな団体の設立は引き続き進んでいるものの、構成員の高齢化等により、団体の少人数化が進んでいる状況がみられる。

このため、警察庁では、自主防犯活動の持続的発展に向け、防犯ボランティア活動における次世代リーダー育成等についての調査研究を実施し、ニーズに応じた活動支援策を検討することとしている。

イ 自主防犯活動に対する支援

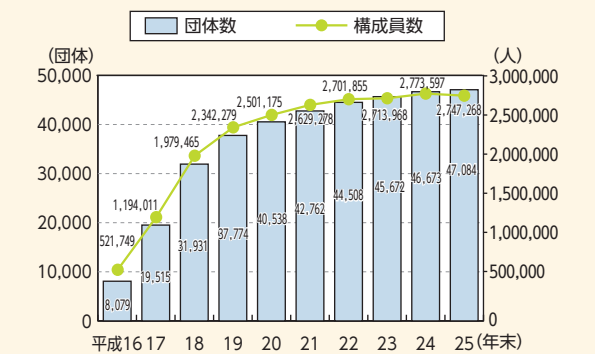
警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供、防犯ボランティア保険の経費負担等を通じた経済的支援、合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができる仕組みづくりを行い、25年末現在、全国で9,206団体、4万2,501台の青色回転灯装備車が活動を行っている。

また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

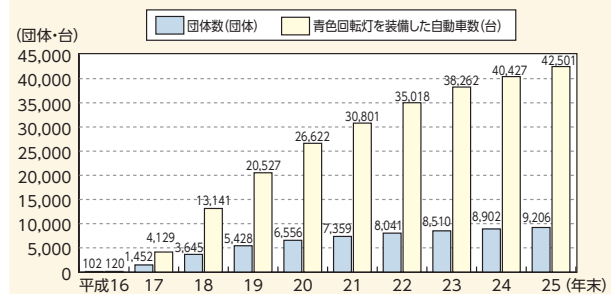
ウ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、地域住民が身近に感じる犯罪の発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全で安心なまちづくりを推進するため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供し、自主防犯活動の促進に努めている。

図表 2-44 防犯ボランティア団体・構成員の推移（平成16～25年）



図表 2-45 自動車に青色回転灯を装備した防犯パトロールの実施状況（平成16～25年）



青色回転灯装備車を活用した自主防犯活動

注1：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

注2：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

事例

Case

福岡県警察は、25年4月、福岡市及び福岡商工会議所と共に「福岡市防犯ボランティア支援事業実行委員会」を設置した。同委員会は、同年8月から、福岡市内で活動している防犯ボランティア団体が行う活動に対し、賛同を得た関係団体等からの協賛金を基に、活動費の支援を行っている。この支援を受け、16団体が防犯教室や動画配信サービスを用いて実況中継を行いながらの防犯パトロール活動、落書き消し活動等を行っている（福岡）。

コラム ⑩地域社会が一体となった安全・安心なまちづくり

東京都武蔵野市は、平成25年2月に同市の吉祥寺駅周辺の路上で少年2人による女性を被害者とした強盗殺人事件が発生したことを受けて、警視庁武蔵野警察署や商店会等から成る「吉祥寺緊急安全対策会議」を設置した。同会議における検討を踏まえ、同市は、警備業者を活用した深夜帯の防犯パトロール活動を開始し、商店会は、同駅周辺の商店街に街頭防犯カメラを緊急に整備するなど、地域社会が一体となった安全・安心なまちづくりが推進されることとなった（警視庁）。



警備業者による防犯パトロール活動

（２）犯罪防止に配慮した環境設計

犯罪を抑止するためには、都市の構造の在り方を見直し、都市のハード面から物理的に犯罪が行われにくい環境を創出することが重要であり、これにより犯罪が発生するリスクを長期にわたり抑制することができる。

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全・安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図っており、平成26年3月末現在、防犯優良マンション制度は24都道府県^{（注1）}で、防犯モデル駐車場制度は12都府県^{（注2）}で整備されている。

③ 街頭防犯カメラの設置

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効である。警察では、26年3月末現在、21都道府県で1,165台の街頭防犯カメラを設置しているほか、民間事業者等による街頭防犯カメラの設置を促進している。また、民間事業者等による設置・運用について支援を行っている。

④ 都市再構築の機会等を捉えた犯罪の起きにくいまちづくり

警察では、平素から自治体が主催する各種会議等に参画し、関係部門との意見調整等を継続的に行って、自治体の都市整備に向けた主体的行動を促すとともに、復興、防災等の観点から行われる都市再構築の機会を捉えた犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

注1：北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、徳島、愛媛、大分及び沖縄。平成26年3月末で、1,989件の登録又は認定がされている。

2：東京、千葉、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。26年3月末現在で、286件の登録又は認定がされている。

（３）地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策

犯罪情勢や社会構造の変化に伴って、警察活動を取り巻く環境が非常に複雑になってきていることなどを背景に、国民の警察に対する要請が多様化している。これに応えるため、警察では、地域の犯罪情勢に即して警察活動を戦略的に展開し、地域住民に不安感を生じさせる身近な事案や事件に迅速かつ的確に対応することを目指して、犯罪抑止対策を推進している。

① 犯罪抑止計画の策定

地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策とするため、警察署ごとに、相談、警ら、捜査その他の警察活動により収集した情報等を分析し、その管轄区域において重点的に抑止すべき種類の犯罪を定め、犯罪抑止計画を策定している。また、警察本部においても、全国的な犯罪情勢を勘案し、関係する警察本部及び警察署が連携して広域的な抑止活動を行う必要がある種類の犯罪を定め、犯罪抑止計画を策定している。

② 計画に基づく戦略的な犯罪抑止対策の定着化

治安上の脅威に対して十分な耐性のある地域社会を構築するためには、地域住民、事業者、関係団体、自治体等と連携協働した取組が必要不可欠である。したがって、犯罪抑止計画には、犯罪抑止における地域住民等の役割や、警察が行う地域住民等に対する地域の犯罪情勢等の情報提供等の支援を、できる限り盛り込み、計画に盛り込まれた取組の効果を検証しながら犯罪抑止対策の定着化を図っている。また、犯罪抑止に向けた取組を推進するに当たっては、既に警察と協力関係にある者・団体にのみ依存することなく、より広範な連携協働関係の構築を目指すこととしている。

事例

Case

大阪府警察、京都府警察及び兵庫県警察は、経済及び生活の面でつながりが深いことから「三都広域防犯対策プロジェクト」を立ち上げ、警察、商工会議所連合会及び自治体が連携・協働することによって、犯罪抑止に向けた取組を推進し、広域的・連続的な犯罪抑止と地域住民の安全・安心の確保を図っている。

具体的には、

- 路線バス事業者に対する車両等への車上ねらい防止のためのポスターの掲示依頼
- 宅配事業者に対する配達業務を通じた特殊詐欺等防止のためのチラシの配布依頼

等を行い、犯罪抑止に向けた広報啓発活動について、広域的に事業を展開する事業者の協力を得ている。また、事業者の理解の促進を図るため、広域的な犯罪情勢の分析結果に基づく事業者向けの防犯研修会等を実施している。

さらに、3府県警察は、府県境周辺で発生する犯罪に的確に対応するため、隣接する警察署間で会議を開催し、情報交換や連携した防犯対策を実施している。



プロジェクト調印式



車上ねらい等被害防止うちわ

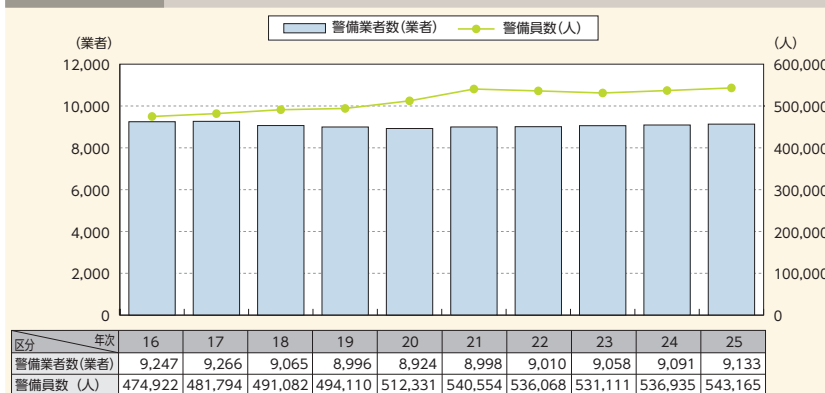
2 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

警備業は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の種々の形態を有しており、ホームセキュリティ等の機械警備の需要も拡大するなど、国民に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も行っている。

警察では、こうした警備業が果たす役割に鑑み、警備業法に基づき、警備業者に対する指導監督等を行い、警備業務の実施の適正と警備業の健全な育成を図っている。

図表 2-46 警備業者・警備員数の推移（平成 16～25 年）



(2) 古物商・質屋を通じた盗品等の流通防止と被害回復

古物商や質屋では、その営業に係る古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、事業者^(注1)に対し、これらの営業に係る業務について必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。警察では、これらの法律に基づく品触れ^(注2)や監督等により、犯罪被害の迅速な回復に努めている。

コラム ⑪古物商の関係団体における取組

平成 23 年 7 月から同年 8 月にかけて、大手古物商において、18 歳未満の者からゲームソフト等を買受けの際に、盗品であるとの疑いを認めたにもかかわらず古物営業法に定められた警察官への申告を行わず、万引き犯人に安易な換金を許してしまう事案が発生した。

これを受け、警察では、盗品流入防止のための取組を強化するよう古物商の関係団体に対して要請を行うとともに、関係機関・団体等と検討を行った。その結果、25 年 10 月、CD・ゲームソフト等を取り扱う大手古物商が加盟する日本メディアコンテンツリユース協議会が、18 歳未満の者からの買取りについて、中学生からの買取りは保護者同伴とすることなどを内容とする自主ルールを制定した。これにより、盗品流入防止のための取組が一層推進されることとなった。

(3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、より良質な防犯設備が供給されるよう、最新の犯罪情勢や手口の分析結果等を事業者に提供するなどして防犯設備の開発を支援している。

また、公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注3)は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する知識・技能を有する専門家として活躍している。警察では、同協会に対し、都道府県ごとに防犯設備士等の地域活動拠点を設立するよう働き掛けており、平成 26 年 3 月末現在、38 都道府県で設立されている。

注1：古物営業の許可証の交付を受けている事業者数は 74 万 1,045、質屋営業の許可証の交付を受けている事業者数は 3,168（それぞれ平成 25 年末現在）

2：警察本部長等が、盗品等の発見のために必要であると認めたときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

3：防犯設備士（26 年 4 月 1 日現在 2 万 4,219 人）、総合防犯設備士（同 331 人）

3 少年非行防止に向けた取組

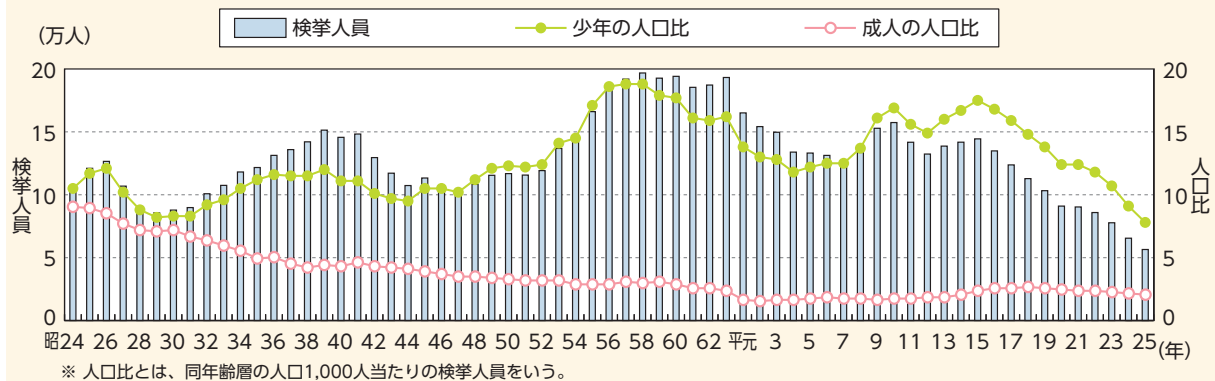
(1) 少年非行の現状

① 少年非行情勢

平成25年中の刑法犯少年の検挙人員は5万6,469人と、前年より8,979人(13.7%)減少し、10年連続の減少となった。しかし、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員は7.8人で成人(2.0)の約4倍と、引き続き高い水準にある。

25年中の触法少年(刑法)及び不良行為少年の補導人員は、いずれも減少傾向にある。

図表2-47 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移(昭和24～平成25年)



図表2-48 触法少年(刑法)及び不良行為少年の補導人員の推移(平成16～25年)

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
触法少年(刑法)の補導人員(人)	総数	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029	17,727	16,616	13,945	12,592
	凶悪犯	219	202	225	171	110	143	103	104	130	106
	粗暴犯	1,301	1,624	1,467	1,425	1,347	1,336	1,497	1,438	1,469	1,494
	窃盗犯	13,710	13,336	11,945	11,193	11,356	12,026	12,077	11,383	9,138	8,069
	知能犯	46	57	63	55	65	68	60	68	61	64
	風俗犯	116	116	117	138	137	166	175	185	202	253
不良行為少年の補導人員(人)	その他の刑法犯	4,799	5,184	4,970	4,922	4,553	4,290	3,815	3,438	2,945	2,606
	深夜はいかい	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652
	喫煙	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838	554,078	549,798	564,575	526,421	472,852
	その他	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658	364,956	363,658	353,258	303,344	257,043
その他		174,122	150,575	151,117	153,533	131,273	94,806	98,508	95,334	88,161	79,757

② 平成25年中の少年非行の主な特徴

ア 刑法犯少年

25年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は図表2-49のとおりであり、ほぼ全ての罪種で減少傾向にある。

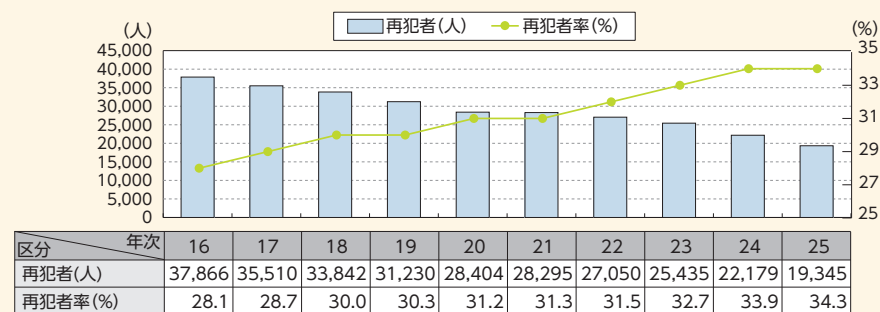
図表2-49 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移(平成16～25年)

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
総数(人)	総数	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469
	凶悪犯	1,584	1,441	1,170	1,042	956	949	783	785	836	786
	粗暴犯	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653	7,729	7,276	7,695	7,210
	窃盗犯	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784	52,435	47,776	38,370	33,134
	知能犯	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135	1,144	978	971	962	878
	風俗犯	344	383	346	341	389	399	437	466	566	523
	その他の刑法犯	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284	25,353	23,484	20,422	17,019	13,938

イ 再犯者

25年中の刑法犯少年の再犯者数は、10年連続で減少したが、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は16年連続で増加し、25年は34.3%と、昭和47年以降で最も高くなった。

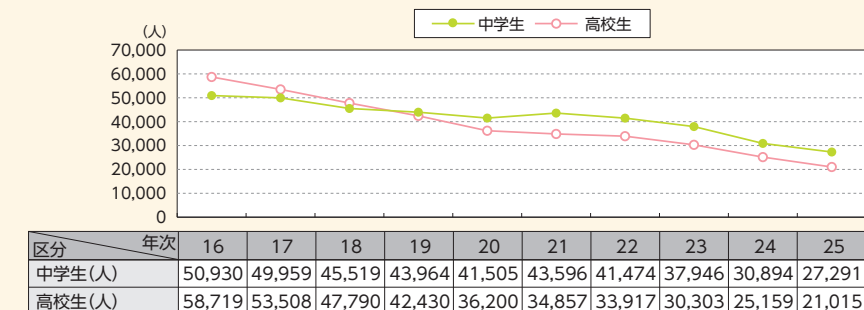
図表 2-50 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移（平成16～25年）



ウ 中学生及び高校生の検挙・補導人員（刑法）

中学生及び高校生の検挙・補導人員の推移は、図表2-51のとおりであり、いずれも減少しているが、19年以降、中学生が高校生を上回っており、非行の低年齢化が認められる。

図表 2-51 中学生・高校生の検挙・補導人員（刑法）の推移（平成16～25年）



（2）非行少年を生まない社会づくり

警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置^(注)し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会との絆^{きずな}の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

② 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及び保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、就学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。



農業体験を通じた立ち直り支援活動

注：平成26年4月1日現在、全国に196か所（うち警察施設以外67か所）の少年サポートセンターが設置されている。

（３）学校その他関係機関との連携確保

① 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

② 学校と警察との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域や市町村の区域を単位に、平成26年4月現在、全ての都道府県で約2,700の学校警察連絡協議会が設けられている。

③ スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。26年4月現在、43都道府県で約800人が配置されている。

（４）少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成26年4月現在、少年警察ボランティアとして、全国で少年補導員^{（注1）}約5万2,000人、少年警察協助員^{（注2）}約300人、少年指導委員^{（注3）}約6,600人を委嘱しており、協力して少年の健全育成のための活動を推進している。また、同年3月現在、大学生を中心とした少年警察学生ボランティア約5,300人が全国で活動しており、少年と年齢が近くその心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。



大学生ボランティアによる学習支援

（５）少年事件対策

警察では、少年の健全育成のために適切な保護処分が行われるよう、警視庁及び道府県警察本部に少年事件指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べ等を行うとともに、客観的証拠の収集や裏付け捜査等を徹底して厳格な非行事実の特定等に努めるよう、捜査員等に対する指導・教育を行い、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

事例 ①

Case

平成25年6月、無職の少女（16）らは、元同級生の少女を車に監禁し、車内及び山中において暴行を加えて金銭を強取した上で殺害し、死体を遺棄した。同年8月までに、少女ら7人を強盗殺人罪等で逮捕した（広島）。

事例 ②

Case

25年6月、男子高校生（16）は、学校の教室内において同級生の男子から消しゴムを投げつけられたことに激高して同人の胸を刃物で突き刺した上、タクシーを強取して逃走を図った。同年7月までに、少年を殺人未遂罪等で逮捕した（千葉）。

注1：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

警察活動の最前線



カモンくん

女性の未来に向けた活動を

山形県警察本部生活安全部生活安全企画課

飯沼 歩 巡査部長



私は、子ども・女性等安全対策係として、ストーカー、DV、女性に対する声掛けやつきまとい等の事案に対応し、性犯罪等の重大な犯罪が起きないよう未然に防止する活動をしています。

ある日、対策係に女子大学生を名乗る方から匿名でメールが寄せられました。その内容は、「知らない男からただ追いかけられるだけです、すごく怖い。警察ではこんなことも取り合ってもらえるのでしょうか」というものでした。私もかつて大学生時代に男性からのつきまといを経験し、言い知れぬ不安と恐怖感に悩まされていたことを思い出し、彼女を安心させたいという一心で、私達との面接を頑なに拒む彼女と、雑談を交えつつメールのやりとりを続けました。すると、彼女は次第に心を開いてくれるようになり、最終的には直接会って悩みを聞くことができました。不安を打ち明けてくれたその女性は、笑顔を取り戻し、自宅でも恐怖を覚えることなく安心して生活できるようになったということです。

私は、これからも、どんなささいなことでも勇気をもって訴えたSOSに誠実に向き合いたいと思っています。未来への希望を奪うような卑劣な犯罪が起きてしまう前に、これからも女性の立場に寄り添った仕事を続けていきたいと思っています。



メイプル君

土地勘は最大の武器

広島県警察本部地域部通信指令課指令第二係

前田 雅弘 警部補



通信指令業務は、警察署の指令係を合わせて10年目になりますが、現在も、その難しさ、責任の重大さをひしひしと感じながら勤務しています。

通信指令業務は、通報を受け、事案を判断し、必要な手配を行うことが主な任務ですが、その適否が以後の警察活動に大きく影響するため、「初動の要」と言われています。

この業務に携わる者は、県内全域の地理の熟知が求められ、現場が判明すれば、直ちに管轄署に対して現場保存、関係者の確保等の指令を行い、犯人が逃走すれば、手配先を判断し、検問・検索場所を指令して、犯人確保に全力を尽くさなければなりません。

新任の頃、大先輩から「警察官は、土地を知り、人を知らなければ仕事にならない」と教えられたことが、私の仕事の基本となっています。

土地勘があれば、「この指令担当者はよく地理を知っている」と現場警察官に思わせる指令ができ、おのずと指令室と現場との連携が図られ、犯人の検挙に繋がっていきます。

犯人検挙の無線が入ると、自然に「よし」と小さなガッツポーズが出て、「通信指令の仕事をしていて良かった」と喜びを感じます。

これからも、広島県内はもちろんのこと、県境付近の隣県も「俺に任せろ」と言えるくらい地理を調査し、「土地勘は地元の人にも負けない」という自信とプライドを持ち日々勤務していきたいと思っています。

